

子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例事業について

- ・ 子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例事業について … 1
- ・ 【参考】子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例事業
市町村別事業開始時期一覧 … 3

子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時特例事業について

1 趣旨

- 国においては、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会における意見書や、国際動向、疾病の重篤性等にかんがみ、子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについて、予防接種法上の定期接種化に向け、検討している。
- これを踏まえ、平成22年11月26日成立した国の補正予算において措置された子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金により、県に基金を設置し、対象年齢層に、緊急に接種の機会を提供して、これらの予防接種を促進する。

2 事業の概要

- (1) 基金の対象疾病・ワクチン : 子宮頸がん予防（HPV）ワクチン
ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン
小児用肺炎球菌ワクチン
- (2) 本県への交付金交付額 : 1,175,828千円
- (3) 基金の設置 : 基金は県に設置し、市町村の事業に対し助成する。
- (4) 負担割合 : 国1/2、市町村1/2（※公費カバー率9割）
- (5) 実施期間 : 平成22年11月26日（国の補正予算成立日）～平成23年度末まで
※事業開始日は市町村が決定

【参考】 県単独補助について

基金事業では、総事業費に対して公費カバー率9割とされ、残り1割については実費徴収も可能と設定されているが、全市町村が実費徴収を行わないこととなったことから、残り1割相当分の所要額について、県単独による補助（県・市町村各1/2）を実施。

3 接種実績(平成23年度は11月末までの暫定集計値)

	子宮頸がん予防ワクチン			ヒブワクチン			小児用肺炎球菌ワクチン		
	延接種回数	被接種者数	実施市町村数	延接種回数	被接種者数	実施市町村数	延接種回数	被接種者数	実施市町村数
平成22年度	2,577	1,966	12	1,498	1,253	3	2,077	1,759	4
平成23年度	38,803	19,414	33	26,217	18,301	33	28,876	18,256	33
推定接種率 (1回以上)	78.7%			0歳児：64.9% (対象年齢層計：38.0%)			0歳児：62.5% (対象年齢層計：38.6%)		

※ 推定接種率(1回以上) = (被接種者数合計) / (H23.10.1推定人口に基づく各市町村の対象者合計)

4 今後の見通し

- 当初の計画では、平成23年度末で事業終了の予定であったが、国において、事業の終期を平成24年度末まで延長するために必要な予算を盛り込んだ第4次補正予算案を、通常国会に提出予定。
- 本県においても、事業の延長に向けて所要の措置を講じる予定。

本事業の接種の対象者について

子宮頸がん予防ワクチン(HPV)ワクチン

【接種対象者】 中学校1年生（13歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子：3回接種
 （例外として、小学校6年生（12歳相当）の女子も対象とすることも可能〔この場合の助成対象範囲は最大4学年内までとする〕）

標準的な接種パターン

- ・ 中学1年生（13歳相当）の女子に3回接種

キャッチアップ（標準的な接種パターン以外）

- ・ 中学2年生（14歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子に3回接種

※子宮頸がんの原因となるHPVが主に性交渉で感染することから初回性交渉前に接種することが推奨されること、ワクチンの予防効果の持続期間が確立していないこと等から、専門家の総合的な議論を踏まえ設定

ヒブ（インフルエンザ菌23種）ワクチン

【接種対象者】 0～4歳の乳幼児

標準的な接種パターン

- ・ 生後2か月以上7か月未満に開始：3回接種（初回）、3回接種からおおむね1年の間隔に1回接種（追加）

キャッチアップ（標準的な接種パターン以外）※以下のようにすることができる

- ・ 生後7か月以上12か月未満に開始：2回接種（初回）、2回接種から概ね1年後に1回接種（追加）

- ・ 1歳以上5歳未満に開始：1回接種

※ヒブワクチンの添付文書に基づき設定

小児用肺炎球菌ワクチン

【接種対象者】 0～4歳の乳幼児

標準的な接種パターン

- ・ 生後2か月以上7か月未満に開始：3回接種（初回）、3回接種から60日以上の間隔に1回接種（追加）

キャッチアップ（標準的な接種パターン以外）※以下のようにすることができる

- ・ 生後7か月以上12か月未満に開始：2回接種（初回）、2回接種から60日以上の間隔に1回接種（追加）

- ・ 生後12か月以上24か月（1歳）未満に開始：2回接種（60日以上の間隔）

- ・ 2歳以上5歳未満に開始：1回接種

※侵袭性肺炎球菌感染症は24か月未満の小児において最大となること、世界保健機構（WHO）の勧告等を踏まえ設定

※接種対象者の年齢の範囲で市町村が独自で接種年齢を設定することは可能

国の補助制度と本県のスキーム

【国の補助制度】

市町村事業費の9割相当分の1/2が補助対象（1割相当分は実費徴収も可能）

基金事業による補助 (45%)	市町村負担 (45%)	実費徴収 可能
--------------------	----------------	------------

【岩手県の補助スキーム】

全市町村が、実費徴収しないことを前提に、1割相当分を県と市町村で半分ずつ負担することを提案 ⇒ 全市町村が、実費徴収をしないことに賛同

基金事業による補助 (45%)	市町村負担 (45%)	市 町 村 負 担 (5%)
--------------------	----------------	-------------------------------

県内市町村における子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の事業開始状況

市町村名	子宮頸がん予防ワクチン	ヒブワクチン	小児用肺炎球菌ワクチン
盛岡市	平成23年2月	平成23年2月	平成23年2月
八幡平市	平成23年7月	平成23年7月	平成23年7月
雫石町	平成23年4月	平成23年4月	平成23年4月
葛巻町	平成23年5月	平成23年5月	平成23年5月
岩手町	平成23年4月	平成23年4月	平成23年4月
滝沢村	平成23年2月	平成23年4月	平成23年4月
紫波町	平成23年3月	平成23年4月	平成23年4月
矢巾町	平成23年2月	平成23年4月	平成23年4月
花巻市	平成23年4月	平成23年4月	平成23年4月
遠野市	平成23年7月	平成23年2月	平成23年2月
北上市	平成23年4月	平成23年4月	平成23年4月
西和賀町	平成23年4月	平成23年4月	平成23年4月
奥州市	平成23年4月	平成23年4月	平成23年4月
金ヶ崎町	平成23年4月	平成23年4月	平成23年4月
一関市	平成23年2月	平成23年4月	平成23年4月
平泉町	平成23年2月	平成23年4月	平成23年4月
藤沢町(現:一関市)	平成23年2月	平成23年4月	平成23年4月
大船渡市	平成23年5月	平成23年5月	平成23年5月
陸前高田市	平成23年6月	平成23年6月	平成23年6月
住田町	平成23年4月	平成23年4月	平成23年4月
釜石市	平成23年7月	平成23年7月	平成23年7月
大槌町	平成23年7月	平成23年7月	平成23年7月
宮古市	平成23年7月	平成23年4月	平成23年4月
山田町	平成23年8月	平成23年8月	平成23年8月
岩泉町	平成23年7月	平成23年7月	平成23年7月
田野畑村	平成23年8月	平成23年8月	平成23年8月
久慈市	平成22年11月	平成23年4月	平成22年11月
普代村	平成22年11月	平成23年6月	平成23年6月
洋野町	平成22年11月	平成23年4月	平成23年4月
二戸市	平成23年7月	平成23年5月	平成23年5月
野田村	平成22年11月	平成22年11月	平成22年11月
軽米町	平成22年11月	平成23年4月	平成23年4月
九戸村	平成23年5月	平成23年5月	平成23年5月
一戸町	平成23年7月	平成23年7月	平成23年7月
開始時期			
平成22年11月～ 平成23年3月	12	3	4
平成23年4月	8	18	17
平成23年5月～	14	13	13